

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第127号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「防災及び危機管理に関する事務」を「担当事務」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)